

白議第 0630004 号
令和5年6月30日

白杵市長 中野 五郎 様

白杵市議会議長 梅田 徳男

旧県立野津高校跡地利活用事業に対する提言について

旧県立野津高校跡地利活用事業については、令和元年12月に民間活力を取り入れると表明したのち、令和2年11月に公募型プロポーザルに応募した株式会社NEXT FARMが利活用事業者として正式決定しました。

しかしながら、令和4年9月に利活用事業者によりオープンした「大分プラス学園」が、半年も経過しないうちに突然、事業停止したことから、令和5年3月8日、市議会において「旧県立野津高校跡地利活用事業に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置し、これまでの経緯や事業停止に至るまでの事実確認等について調査することとし、この度、本調査委員会の調査が終了しました。

今回、その調査結果に基づき、市長に対して旧県立野津高校跡地利活用事業について、別紙のとおり提言します。

旧県立野津高校跡地利活用事業に対する提言

旧県立野津高校跡地利活用事業については、農林業に寄与する活用を中心に据えた利用計画の方針を示し、民間活力を取り入れるとした。

利活用事業者の選定については、令和2年に公募型プロポーザルを行い、事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）で採択基準を満たし、優先候補者としたものの、事業計画については、精度や熟度が足りず、継続協議としたが、その後、選定委員会で事業計画の変更についての審査は行われず、事業者と市との間で事業計画の協議が行われ、最終決定されている。こうした事業者選定の実施手続の方法等も、事業が継続できなかった要因の一つではないかと考える。

事業者の選定に当たっては、経営実態、経営体制、経営能力、あるいは資金力の評価など、客観性や透明性を担保とする審査基準を定め、厳格な審査・調査のもと、利活用事業者を選定すべきであったと考える。

本市議会においては、当該利活用事業に関する議案や予算を議決してきたことを踏まえ、利活用事業に関する審査・確認等が不十分であったことを認識し、より一層、チェック機能の強化に努めることとした。

市長においては、執行権者として、今回の利活用事業者の事業停止により、市民に大きな心配と動揺を与えたことに対して猛省するとともに、市民への説明責任を果たし、信頼回復に向け、市政運営に全力で取り組むことを強く求め、下記の点について提言する。

記

1. 市は、新たに策定した「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」により、事業者を選定するに当たっては、事業が適正に執行できる経営能力や資金力等を厳格に捉え、実効性のある運用となるよう徹底すること。
また、事業者選定後については、民設民営にあっても、事業が安定するまでの一定期間、事業者との情報交換を密に行い、事業運営等の適正化に努めること。
2. 事業に関する情報確認を徹底するとともに、各部署間の連携及び情報共有を図り、事業推進に向けた体制の強化を図ること。
3. 当該事業に関する事務処理については、協議、報告、記録、決裁等の処理が不明瞭な部分もある。適正な文書管理を徹底すること。
4. 共益費等が未納となっており債権回収事務については、適切な進行管理のもと、事務の執行に努めること。
5. 旧県立野津高校跡地の今後の利活用については、活用方法を再検討した上、早期実現に向けて、最善を尽くすこと。

以上